

各関係機関の長 殿

九州大学大学院医学研究院長

赤 司 浩 一

医学研究院保健学部門検査技術科学分野助教（有期教員）候補者の募集について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、本研究院では、下記のとおり助教（有期教員）の公募を行うことになりました。

今回の候補者公募については、検査技術科学分野で教育および研究の指導を行えることに主眼をおいた選考を行います。また、本部門の理念に即した教育研究を推進し、大学の運営ならびに臨床との連携に関わることができる人材、国際的視野を持った人材を求めています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴学（部）及び関係機関へご周知いただくとともに、適任者のご推薦を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、選考の過程で面接をお願いする場合もあることを申し添えます。

記

1. 募集人員：1名
2. 雇用期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
3. 就業場所：国立大学法人九州大学大学院医学研究院保健学部門
馬出キャンパス（福岡市東区馬出3-1-1）
4. 職務内容：検査技術科学分野の学部学生および大学院生への教育・研究指導
大学の運営ならびに臨床との連携
5. 応募資格
次の（1）～（5）をすべて満たすこと
 - （1）臨床検査技師あるいは医師の免許を有する者
 - （2）英文筆頭論文1篇以上を有する者
 - （3）保健学部門検査技術科学分野の学部学生および大学院生への教育・研究指導を行える者
 - （4）病院での臨地実習等に対し、病院職員と検査科学分野の連携を担える者
 - （5）令和6年4月1日に赴任可能な者
6. 労働条件：
 - （1）就業時間：専門業務型裁量労働制により7時間45分働いたものとみなされます。
 - （2）休日：土日、祝日、12/29～1/3
 - （3）賃金：年俸制（令和2年4月1日導入の年俸制）
なお、年俸額については経験等に基づき本学の関係規定により決定します。

- (4) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
- (5) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙

7. 提出書類

- (1) 推薦書（自薦の場合は不要）
- (2) 履歴書（別紙様式1）
- (3) 業績目録（別紙様式2-1～2-8）
- (4) 主要な論文の別刷（5編以内）
- (5) 最近5年間の研究費採択状況一覧（別紙様式3）
- (6) 教育・研究及び社会的貢献に対する取組と展望（1000字程度、様式自由）
（各種様式は、下記 URL からダウンロードできます。）

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/3YIzQ3tJz3DHFyGaiubPcrEy46w8vKy15vrWMIApIU65>

なお、記入要領については、別紙を参照してください。

8. 応募締切：令和5年12月27日（水）17時必着

9. 問合せ先

九州大学大学院医学研究院保健学部門

検査技術科学分野長 重藤 寛史

電話 092-642-6732

10. 応募方法

提出書類一式を zip 形式等でまとめて、九州大学ファイル共有システム（Proself）へアップロードしてください。

https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/0Y4wQh4Jz1Dc0-UsrpCasn_EHG1-XdxoDnKu2X7jIgXJ

パスワードは不要です。

アップロードした旨を ijsjinjil@jimu.kyushu-u.ac.jp（医系学部等事務部総務課人事第一係）へご連絡ください。

（書類提出についての問合せ先）

九州大学医系学部等事務部総務課人事第一係 柏木

電話 092-642-6253

E-Mail ijsjinjil@jimu.kyushu-u.ac.jp

11. 選考方法：書類選考を行い、必要に応じて面接をお願いする場合があります。

12. その他

- ・九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員の選考を行うため、男女の区別はありません。
[九州大学男女共同参画推進室] <https://dan.jyo.kyushu-u.ac.jp/>
- ・「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。
- ・この通知は、<https://www.shs.med.kyushu-u.ac.jp/> または、<https://www.med.kyushu-u.ac.jp/>でもご覧いただけます。
- ・学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因とした懲戒処分等の有無について、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。